

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成28年6月 月次研究会



佐久間 裕幸〔本郷〕

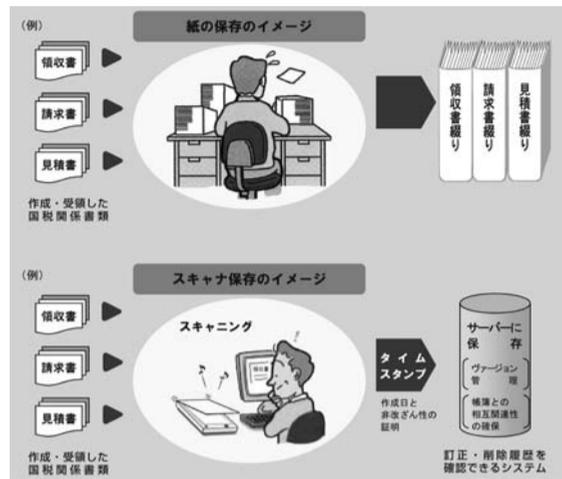
## 国税関係書類のスキヤナ保存・スマホ撮影保存

### I スキヤナ保存制度の経緯

1. スキヤナ保存とは  
 税法の1つに電子帳簿保存法という法律がある。会社で作成した帳簿、書類(国税関係帳簿書類という)の電子保存、COM保存(コンピュータ出力マイクロフィルムによる保存)、会社で作成または受領した書類のスキヤナ保存を認め、電子取引により生じたデータ

2. これまでの申請状況  
 国税庁統計年報によるスキヤナ保存の申請状況は、平成26事務年度までの累計152件と極めて低調に推移した(国税庁 統計年報平成26年度版より)。普及していなかった理由として

◎スキヤナ保存のイメージ図 i



は、下記のような保存要件の問題があったといわれている。

① 保存にあたって、スキヤナ読み取りで作成した画像データに電子署名を付さなければいけないこと。にもかかわらず電子

署名の証明期間は3~5年であって、5~9年の国税関係書類の保存期間には足りないこと。

② スキヤナ保存の対象のうち契約書と領収書については、金額3万円未満のものに限るとされていたこと。

③ 一般的に利用されることが想定される業務処理サイクル方式(1か月など業務処理サイクル終了後速やかにスキヤニングを行う)による保存の場合に、この書類と関連する帳簿についても電子帳簿保存法による電子保存の申請がなされていることが求められていたこと。

### 3. 平成27年度改正

こうした批判を受け、規制緩和と推進計画の一環としてスキヤナ保存の要件緩和が求められ、スキヤナ保存要件の緩和が実現した。新たに適正事務処理要件と呼ばれる一種の内部統制の仕組みを要件として取り込むことにより、既述の3つの保存要件の問題を外すことで要件緩和を図ったものと評価されている。

適正事務処理要件とは、入力要件のうち早期入力方式と業務サイクル対応方式で入力する場合には、一種の内部牽制制度が整備・運用されていることを求めるものである。次に掲げる事

### II 平成28年度改正

1. スマホ撮影保存の解禁  
 平成27年度改正により要

項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理することになる(電子帳簿保存法施行規則3⑤4、以下、「施行規則」という)。

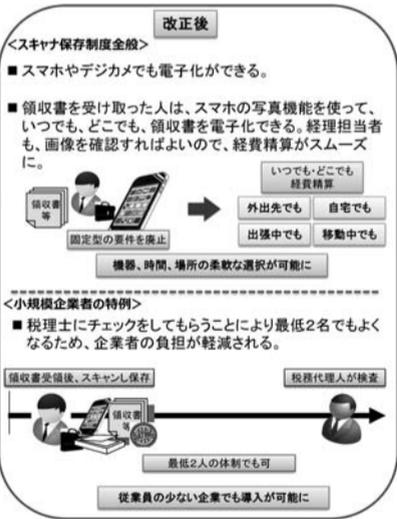
① 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制

② 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

③ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

平成27年度改正で登場したこの要件は、一見すると要件が追加されたかのように受け止められるが、そもそも大量の文書が発生し、その取扱いや保存に手数がかる業務でスキヤナ保存をするわけである。大量の文書が発生するような場合には、複数しかも多数の従業員がその業務に関わっているはずで、そこには必ず内部統制の仕組みがなければ業務は動かない。「従来重要書類について金額3万円以下という金額基準を置いていた代わりに実際の業務の実態に応じた要件に置き換えることで要件緩和を図ったと考えるべき」と思われる。

◎スマホ撮影保存の図解 iii



2. スマホ撮影保存の要件  
 スキヤナ保存制度全般の要件を規定している施行規則では、スマホとかデジタルで撮影した場合という規定の仕方はしていない。国税関係書類を作成又は受領する者がその書類を自らスキヤナで読み取った場合がスマホ撮影保存となり、その企業の他の者がスキヤナで読み取ればスキヤナ保存となるという区分をしている。留意すべき特徴は、次のようになる。

① スマホ等での撮影の前に書類に自らの署名をすること

28年度改正でも大きな緩和が行われた。それがスマホ撮影保存である。従来は、原稿台と一体になったスキヤナにより読むことが要件に置かれていたが、この要件を取り外すことで、ハンディスキヤナ、デジタルカメラにより領収書等の読み取り、撮影をして、これに必要な要件を充足させることで、電子保存をして、原紙を破棄することが可能になった。

営業マンなど領収書等を入手した従業員が自分のスマホで領収書等の写真を撮影し、このイメージデータを会社等のサーバーに送信する。その後、従業員は、書面の領収書等を会社へ提出し、経理や支店の管理部門などが領収書等と画像データを照合して、その後でタイムスタンプを付す。このうち、別の部署(たとえば、内部監査部門)が最終チェックをして承認されたのち、領収書等の破棄が認められることになる。

が担当することで、社内でのチェックが不要になる旨が明らかにされている(施行規則3⑤4)。これにより、領収書等を受領した会社の役員・従業員がスマホ撮影した後、顧問税理士のチェックで問題がなければ、そのまま原本の破棄ができることになる。

同条での「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいうとされているので、企業の9割以上がこの定義における小規模企業者に該当するのではないかと推察される。

納税代理人とは、税理士法第30条による税務代理権限証書を提出している税理士及び税理士法人並びに所定の手続をした弁護士若しくは弁護士法人をいう(国税通則法74の9③2)。したがって、スマホ撮影保存制度をきっかけに税理士との契約が開始されれば、適正な税務申告ができるだけでなく、日ごろの経理や経営全般についての相談を受けるようになることが期待される。スマホ撮影保存のチェック業務を切り口として新たな顧客との顧問契約が可能となる。

4. クラウド会計ソフトとスマホ撮影保存の親和性  
 クラウド会計ソフトは、サービス提供側にシステムがあり、ユーザはこれに接続することで会計サービス

i 出典：国税庁「パンフレット」電子帳簿保存法におけるスキヤナ保存の要件が改正されたこと  
 ii 佐久間裕幸著「実践 税務書類のスマホ・スキヤナ保存」P. 52、きょうせい、平成28年9月  
 iii 出典：経済産業省「平成28年度経済産業関係税制改正について」より